

吉川市立中央中学校 P T A 運営細則

第 1 条 会則第 2 9 条の規定により、運営に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条 校外委員は学区内各地区より選出する。

第 3 条 学級委員、バザー委員は各学級より 2 名ずつ選出する。

第 4 条 広報委員、厚生委員は各学級より 1 名ずつ選出する。

第 5 条 市 P 連だより編集委員は総務に所属する。

第 6 条 会計細則

(1) 会計に関する収支は、すべて所定の請求書（領収書添付）で処理し
各帳簿等の記帳は、請求書に基づいて行う。

(2) 銀行預金の名義は会長とし、預金通帳および帳簿等は会計担当が保管する。

(3) 会計事務の引き継ぎは、総会終了後ただちに、新旧会長立ち会いのもとに
現金・帳簿類を後任者に引き継ぐ。

(4) 会計は次の物を保管する。

1. 出納帳（通帳・現金） 2. 領収書ファイル 3. 印鑑

第 7 条 慶弔に関する事項は、次の各号に該当するとき運営委員会の決定に従い行うものとする。

(1) 会員および生徒が死亡したとき。

(2) 慶弔費の金額等については、毎年度当初の運営委員会において定める。

(3) その他必要に応じて役員会の承認を以て支出する。

第 8 条 埼玉県 P T A 連合会 P T A 団体傷害保険は P T A 会費より支出する。

第 9 条 本会を代表して研修会等に参加した場合、運営委員会が認めたとき支給する。

第 1 0 条 本会が主催した研修会等の講師謝礼は、市教育委員会の規定に準ずるものとする。

第 1 1 条 卒業生に対しては記念品を贈る。

第 1 2 条 この細則は、運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成を得て改正することができる。

第 1 3 条 この細則は、昭和 5 6 年 6 月 2 6 日より適用する。

細則一部改正	昭和 6 2 年	2 月 1 4 日	昭和 6 3 年	2 月 1 3 日
	平成 4 年	3 月 7 日	平成 7 年	6 月 3 日
	平成 9 年	3 月 1 日	平成 1 1 年	3 月 6 日
	平成 1 2 年	2 月 5 日	平成 1 2 年	4 月 2 4 日
	平成 1 3 年	3 月 3 日	平成 1 5 年	4 月 2 5 日
	平成 1 6 年	5 月 6 日	平成 1 7 年	3 月 5 日
	平成 2 0 年	6 月 1 1 日	平成 2 1 年	4 月 1 日
	令和 4 年	5 月 2 3 日		